

# 農業経営の 法人化のすすめ

農業を持続する Business へ

人材・後継者の確保が  
有利になる「法人化」で、  
あなたの農業を  
次のステージへと  
進めませんか



個人版

農業者のみなさまへ

# こんな事でお悩みなのでは？

## 多様な人材の確保

## 円滑な経営継承

## 家計と経営の分離

## 信用力の向上

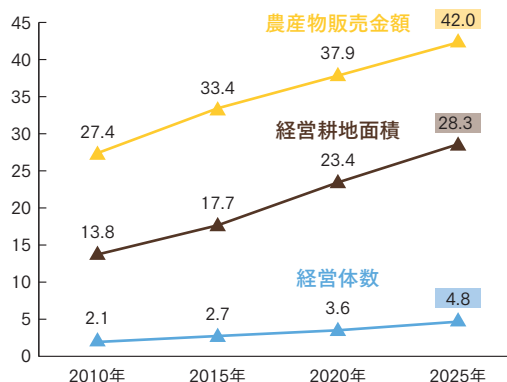
### 「個人経営」から「法人経営」へ

地域の農業を支えてきた個人経営体は、高齢化を背景に、この15年で約5割減少しました。一方で、地域の農地と雇用の受け皿となる農業法人は着実に増加しており、法人その他団体経営体は販売金額の約4割、経営耕地面積の約3割を担うまでになっています。今、多くの経営者が「法人化」という新たなステージを選択しています。

農業経営体数の動向

2010年	2025年
総経営体数	
167.9万	→ 83.6万
うち法人等団体	
3.6万	→ 4.0万
うち個人経営体	
主業経営体	36.0万 → 19.0万
準主業・副業的経営体	127.1万 → 60.6万

農業生産に占める団体経営体（法人・その他）のシェア



資料：農林水産省「農林業センサス」を基に農林水産省試算。

主業経営体：農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

準主業経営体：農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

副業的経営体：調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

資料：農林水産省「農林業センサス」を基に農林水産省試算。

注1：平成22年の農産物販売金額及び経営耕地面積は、組替集計値を使用。

注2：農産物販売金額は、農産物販売金額規模別経営体数に、それぞれの階層ごとに階層の中間値（50万円～100万円であれば75万円）を乗じて求めた推計結果を基にシェアを算出した。

### 法人化するとどうなるのか

法人化により、社会保険料の経済的な負担、従業員との意思疎通がより重要となるほか、事務的な負担が増えます。一方で、複式簿記の導入により、計数管理の充実などによる対外信用力が向上し、資金の調達がしやすくなることが期待できます。

また、家族以外の従業員を雇用しようとする場合、事業の継続性が高いことや社会保険制度が充実するため、人材の確保もしやすくなるなど様々な利点があります。

法人化は経営のゴールではなく、さらなる経営発展へのステップとして取り組んでみましょう。

# 個人と法人の違いとは

	個人	法人	ポイント	
経営・運営面	経営管理	家計と経営が分離されていないケースが多い	家計と経営が明確に分離され、経営管理が徹底される	
	対外信用力	経営者個人に対する信用力に限定	計数管理の充実、各種法定義務（経営報告など）を伴うため、金融機関や取引先に対する信用力が向上	複式簿記での記帳が義務化されるなど <b>経理・申告事務が増加</b>
			法人となることで、企業としてイメージが向上し、商品取引等が円滑化	<b>取引金融機関からの資金調達が円滑化</b>
	人材の確保・育成	社会保険制度が未整備な場合が多く、親族以外からの人材が確保しにくい	社会保険制度の整備により、外部から人材を確保しやすい	
	経営継承	個人名義の取引や契約の締結のため、代表者交代に伴う資産や契約関係の継承手続きが煩雑	法人名義の取引や契約の締結のため、代表者が交代しても事業資産の帰属や対外的な契約関係が継続	<b>円滑な経営継承が可能</b>
後継者は親族中心		後継者を役員や従業員から確保しやすく、他の法人との合併等も可能		
制度面	税制面	累進課税の所得税が適用	定率課税の法人税が適用	<b>個人に一定以上の所得規模がある場合は税負担が軽減</b>
			所得の分配（役員報酬の給与と所得化など）による事業主自身への課税軽減	<b>法人に利益がなくても都道府県民税（均等割）等の納税義務が発生</b>
	社会保険制度	労災保険・雇用保険は、任意適用（注1）	労災保険・雇用保険は、強制適用（注2）	<b>社会保険制度の充実により、外部からの人材を確保しやすい</b>
		国民健康保険・国民年金に加入	健康保険・厚生年金保険は、強制適用（注3）	<b>社会保険制度の導入に伴う事業主の負担が発生</b>
			労働時間等の就業規則が整備されるなど、就業条件が明確化（注4）	<b>福利厚生等の待遇改善により多様な人材確保の期待</b>
制度資金	制度資金（農業近代化資金、スーパーL資金等）の融資が受けられる	制度資金（農業近代化資金、スーパーL資金等）の融資限度額が拡大	<b>資金により別要件がある（例：スーパーL資金の対象は認定農業者）</b>	
		農業法人投資育成事業を営む株式会社等（アグリビジネス投資育成株式会社など）からの出資が受けられる		

（注1）常時従業員数が5人以上の場合に加入義務

（注2）農事組合法人（従事分量配当制）の場合において、組員（出資者）は労災保険は特別加入（任意）、雇用保険は加入不可

（注3）農事組合法人（従事分量配当制）の場合において、組員（出資者）は国民健康保険及び国民年金に加入

（注4）常時雇用従業員が10人以上の場合は、就業規則を定める必要

法人化って

そんなに難しくはない!?

生産中心の「個人農家」から、

未来へ続く「農業ビジネス」へ



# Case & Topics



思い描く理想の農業を実現するためには、共に働く仲間、新たな挑戦への資金、そして社会的な信用が不可欠です。それらを整え、持続可能で盤石な経営基盤を作るために有効な手段が法人化です。

次ページ以降では、家業の農家から一歩踏み出し、規格外の野菜の活用や、近隣農家の高齢化への対応など、時代のニーズに合わせたビジネスモデルを築き上げた経営者の軌跡を追いました。

あなたの農園の明日を変えるヒントが、ここにあります。



父から継いだ玉ねぎ農家を  
法人化した二代目は  
規格外の玉ねぎを活用して  
自社ブランドを開発。

## 法人化のきっかけ

実家は玉ねぎを主とする農家で、私は東京で会社員として働いていました。父は「ひょうご安心ブランド」を取得した玉ねぎを生産していましたが、販売は青果業者を通じた市場出荷のみで、産地名や生産者が見えない“無名の玉ねぎ”として扱われていました。

父から「せっかくブランドの認証を取っているのだから、付加価値をつけて販売したい」と相談を受け、試しに自宅近くのスーパー内の直売所へ出荷したところ、非常に高い評価を得ました。これをきっかけに淡路島へ戻り、就農することを決意しました。就農にあたっては、経営の透明性

を高めるとともに、将来の人材確保を見据えて、就農とほぼ同時に法人化を行いました。

## 法人化後の展開

### 1. 人材確保と雇用拡大が円滑に進んだ

法人化後は、父から栽培を学びながら当初は私一人で出荷作業を行っていました。しかし、コロナ禍を機に販売量が増加し、パート3名を雇用して対応しましたが、それでも追いつかず、外国人労働者3名を臨時雇用しました。現在は収穫期に短期でさらに2名の外国人を臨時雇用しています。今年からは正社員1名の採用も予定しています。

法人形態であることで、雇用契約・社会保険・労務管理が整えやすく、人材確保がスムーズに進んだ点は大きなメリットです。

### 2. 規格外玉ねぎの加工と販路開拓

規格外玉ねぎを活用するため、玉ねぎドレッシング、フライドオニオン、乾燥玉ねぎなどの加工品を開発し、展示会への出展を通じて販路を拡大しました。その結果、現在では



地元の名産である玉ねぎだが、なかでも高い評価を受けた。



## Topics

規格外玉ねぎを利用したドレッシングが評判。トマト栽培も成功して年間を通じて安定した業務を営んでいる。

収穫した玉ねぎの廃棄はほぼゼロとなっています。

法人としての信用力があることで、展示会出展や商談が進めやすく、事業拡大につながりました。

また、通販にも注力し、会社ロゴの制作や、商品パッケージを「かわいいデザイン」にするなど、ブランドづくりにも取り組みました。

法人名義で商標管理することで、EC運営の信頼性も高まり、それが追い風となりました。

### 3. 閑散期対策として トマト栽培を開始

玉ねぎの閑散期となる1〜2月を補うため、ハウス栽培によるトマト生産を開始しました。ハウスであれば雨天でも作業ができ、年間を通じた安定した業務につながると考えました。

この事業拡大に伴い、設備投資や販路開拓のために補助金も活用するとともに、銀行からも融資を受けることにしました。

法人化していたことで、事業計画・財務状況を整理していたため、銀行などからも法人として財務管理が明確であることが評価され、資金調達

が容易になった点は、法人化の大きなメリットです。



事業計画を立てて実行することで経営が安定した。

## 後継者の就農を機に法人化。 経営基盤を強化し、 規模拡大と安定経営を実現。



## Topics

事業計画をもとに経営することで、近隣農家はもちろん他地域との取引や販路の拡大を実現した。

### 法人化のきっかけ

実家は祖父の代から続く稲作を中心とした経営（経営面積13ha）を行っていましたが、父の代になって、近隣の稲作農家と連携したことをきっかけに、大手卸売業者等へ販売を拡大しました。

近年は、近隣農家の高齢化に伴い、急速に耕作依頼が増加しており、一人で営農することが難しくなっていました。こうした話を帰省した際に聞いた私は、大学（農学部）を卒業してから2年間勤めていた商社を退職し、後継者として就農することになりました。

私の就農後、父と相談しながら今後10年間の事業計画を策定し、その計画にしたがって、計画2年目に法人を設立（資本金500万円の株式）、計画7年目に父から経営を引き継ぎました。

### 法人化後の展開

#### 1. 経営規模の拡大と販路開拓

私が就農したことをきっかけに、近隣農家からの耕作依頼を積極的に引き受けるようにしたことから、経

営面積が徐々に拡大していき、計画5年目では30ha、計画10年目には60haと4倍以上に増加しました。それと同時に、近隣農家との農地の賃借契約や各種施設・機械の所有者の名義を法人に変更していき、円滑に父から経営移譲できました。

また、経営規模の拡大と併せて販路の開拓に取り組み、これまでの近隣の取引先に加えて、県外まで取引先を拡大するとともに、複数年の栽培契約なども取り入れ、ホームセンターや外食業者にも販路が拡大しました。これらによって、計画10年目には年間売上高が8,000万円となり、計画策定時の約4倍まで増やすことができました。

#### 2. 人材の確保

近隣農家からの耕作依頼や取引先の拡大に伴って、労働者の確保が課題になりました。しかし、法人化したことで社会保険制度が整備され、対外信用力も高まったことから、法人化前は農繁期のアルバイト1名のみでしたが、計画5年目にはオペレーターとなる30代を採用できたほか、現在は正社員2名、アルバイト1名を年間雇用しています。

資金が円滑に調達できたことで、法人化後5年で売上が約1.5倍まで拡大した。



## Case 03

法人化で人材確保と  
資金調達を実現。  
経営の幅が広がり、事業拡大が加速。

### 法人化のきっかけ

父の代から高い栽培技術を生かして露地野菜を生産していましたが、1区画が狭く生産性の向上が難しく、他の生産者が生産した野菜との違いを伝えられないことから、コスト競争には勝てないと悩んでいました。このため、売上向上の方法を模索していたところ、近隣農家が苗の調達が難しくなっているという話を聞き、JAとも相談して苗栽培を始めることを決めました。

新たな事業を始めるに当たって、苗を育てる農業用ハウスと農地を取得するための資金調達を考えると、対外的な信用力が向上する法人の設立（資本金300万円の株式）を決めました。

### 法人化後の展開

#### 1. 円滑な資金調達

新事業の開始に向けて、まずは家計と事業を分離できるように計数管理をしっかりと行うことから始め、税理士からの助言を受けて法人を設立しました。法人化に伴って制度資金の融資限度額が引き上げられた

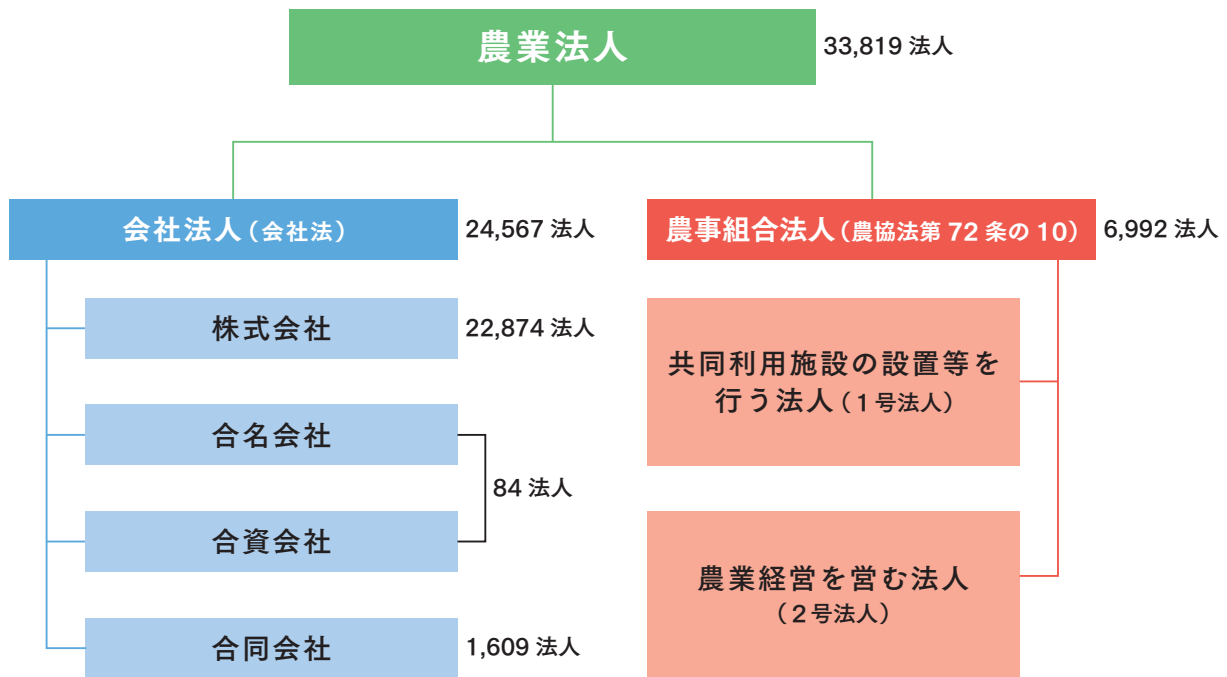
め、農業用ハウスなどの十分な設備投資を行い、より安定した苗生産ができるようになり、売上も約2億円から法人化5年後で約1.5倍まで増加しました。

また、組織の安定と強化に向けて、新たに雇用した若手の従業員を中心に、会社の経営状況や労働環境などについて定期的な個別面談を行うことで双方のコミュニケーションを導入しました。

#### 2. 経営発展と共に 社会的責任も意識

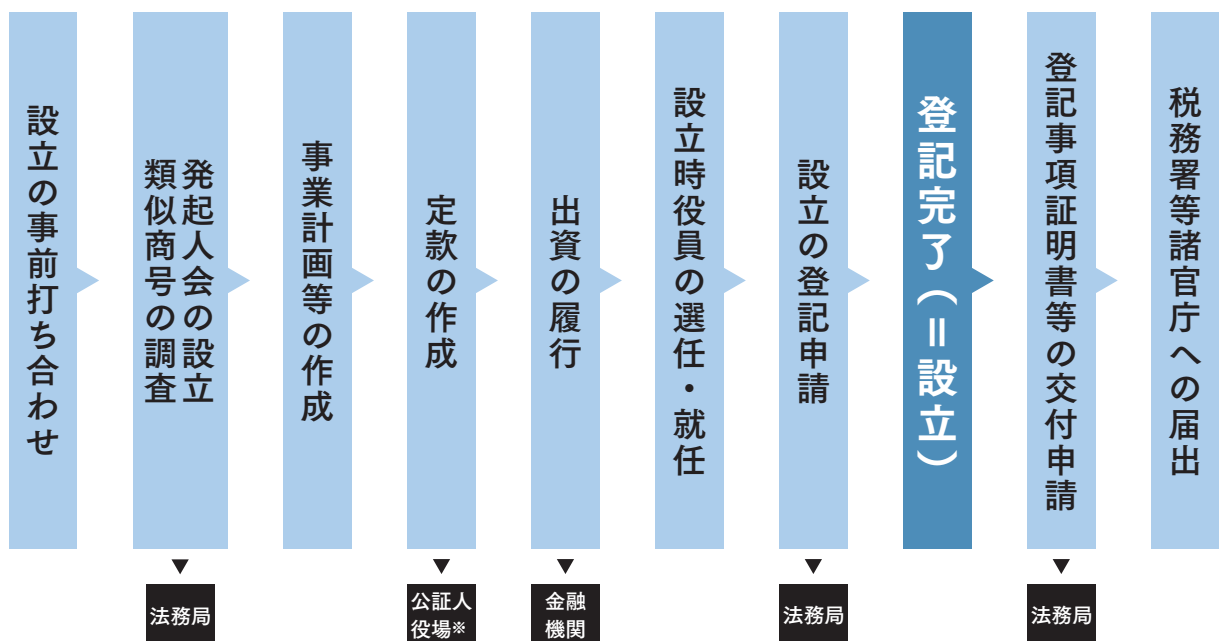
銀行主催のマーケティングに関するセミナーなどに積極的に参加し、他産業を含めた地域経済の状況などの新たな情報も入手できるようになり、法人としての社会的責任や地域社会における農業の役割を改めて認識しました。このため、小・中学生の体験授業などで農業の魅力と役割を伝える取組をはじめ、この取組をきっかけとして入社した従業員の意欲と能力を生かして、栽培技術や作業効率の向上に向けた取組をはじめ、更なる経営発展に注力しています。

## 農業法人の種類は大きく2つに分けられます



(注) 1 法人数は農林水産省「2025年農林業センサス」のもので、  
 2 農事組合法人が農業経営を営む場合は、出資性の法人である必要があります。

## 株式会社（発起設立）・合同会社における法人化の手順です



(注) 1 合同会社の設立の場合は、※印の手続きは不要です。  
 2 設立する法人の基本的な事項である「事業計画」や「定款」などの作成に当たっては、必要に応じて中小企業診断士、司法書士などの専門家にも協力いただき、十分に内容を精査する必要があります。

## 法人形態の違いは次の通りです

	株式会社	合同会社	農事組合法人
根拠法	会社法		農業協同組合法
資本金	あり (1円以上)		あり (出資制の場合は3円以上)
構成員 <sup>(注1)</sup>	1名以上		農民3名以上
会社の基本方針の決定	1株1議決権による 株主総会の議決	1人1議決権による 全員一致(定款で変更可)	1人1票制による 総会の議決
役員	①取締役1人以上 (必置・株主外も可) ②監査役 (任意・株主外も可)	業務執行役員1人以上	①理事1人以上 (必置・農民である組合員のみ) ②監事 (任意・組合員外も可)
事業の制限	制限なし (農地所有適格法人の場合は、農業・農業関連事業が売上高の過半)		農業経営(2号)法人の場合は 農業・農業関連事業に限定
法人課税	全所得課税 (資本金1億円以下の場合、普通法人として 年所得800万円以下15%、年所得800円超23.2%)		全所得課税 (従事分量配当制の場合、協同組合 等として年所得800万円以下15%、 年所得800円超19%) (確定給与支払制の場合、普通法人 として年所得800万円以下15%、 年所得800円超23.2%)
事業税 <sup>(注2)</sup>	資本金1億円超の法人 資本金1億円以下の法人 年所得400万円以下 年所得400万円超800万円以下 年所得800万円超	外形標準課税  3.5% 5.3% 7.0%	農地所有適格法人が行う農業 (畜産業、農作業受託は除く)は非 課税 <sup>(注3)</sup>
設立時の 登録免許税 <sup>(注4)</sup>	資本金の額の7/1000 (15万円に満たない場合は15万円)	資本金の額の7/1000 (6万円に満たない場合は6万円)	非課税
定款認証	必要	不要	
組織変更	合同会社に変更可 農事組合法人への変更は不可	株式会社に変更可 農事組合法人への変更は不可	株式会社または一般社団法人 に変更可 合同会社への直接変更は不可

(注1) 構成員とは、株式会社は株主、合同会社は社員、農事組合法人は組合員のことをいいます。

(注2) 個人の事業税については、農業・林業に関しては非課税、畜産業(農業に付随して行うものは除く)に関しては4%課税されます。

(注3) 農事組合法人に関する事業税の課税の判定については、都道府県税事務所にご確認ください。

(注4) オンライン申請の場合、登録免許税の軽減措置が適用されることがあります。詳細は管轄の法務局にご確認ください。

※税率についてはR7.4.1現在

# 法人化における留意事項

法人化における留意事項は経営ごとに異なります。  
法人化されるに当たっては、都道府県農業経営・就農支援センターの専門家などに相談されることをお奨めします。

## 事業用資産の引継ぎ

個人の事業用資産を法人へ引き継ぐに当たっては、税制や補助制度などに留意する必要があります。たとえば、

- ①動産（棚卸資産、農機具等）については、無償譲渡や著しく低い価額で譲渡した場合、みなし譲渡所得課税等に留意する必要があるほか、
- ②不動産（建物・構築物、土地）については、法人が取得するために資金を調達する必要があるため、有償貸付を検討するなど資産の保有状況に応じて対応してください。

## 補助金により取得した機械等の引継ぎ

農業経営の法人化に際し、農林水産省等の補助金を活用して取得した施設・機械等を法人に引き継ぐ場合、原則として補助金を返還する必要があります。

ただし、補助金を受給した者が、施設・機械等を引き継いだ法人の経営に携わり、引き続き、補助目的に従って施設・機械等を使用する場合は、補助金の返還は必要ありません（継承後でも利用状況の報告を求められる場合があります）。

## 農業経営基盤強化準備金の引継ぎ

個人で積み立てた農業経営基盤強化準備金は、法人に引き継ぐことはできません。また、農業経営基盤強化準備金制度で圧縮記帳の適用を受けている資産は、譲渡益が発生するケースがあるため、有償貸付を検討するのも一案です。

## 定款作成、登記事項の変更

▶ 農地所有適格法人の要件 [P14 参照] を満たすためには、定款作成時に次のことについて留意してください。

### ①公開会社でないこと

発行する全部の株式について、譲渡による当該株式の取得に関する会社の承認を必要とする旨を定款に定める必要があります。

### ②主たる事業が農業・農業関連事業となること

▶ 役員改選で法人の役員が留任した場合でも、重任（留任）として登記事項の変更が必要となります。

## 雇用条件の整備

農業法人にとって、必要な人材を確保し、かつ定着させることが重要です。農業は労働基準法の労働時間関係が適用されませんが、優秀な人材を確保するためには魅力のある労働環境を整備する必要があります。

労働条件や職場内の規律などを定めた就業規則は、常時雇用従業員が10人以上いるときは作成が義務付けられ、所轄の労働基準監督署長に届け出を行う必要がありますが、労働条件を明示することなどにより、職場におけるトラブルの防止にも有効です。

## 人材育成の重要性

法人経営を発展させ、継続的な運営を行うためには、従業員のキャリアアップ計画を策定して計画的に人材育成を行うことが重要です。また、経営継承の観点から、後継者候補を計画的に育成することも必要です。

## 社会保険料の負担増加

法人経営の場合は、健康保険と厚生年金保険は強制適用され、保険料は事業主（法人）と従業員で折半することになります。また、従業員が1人以上いる場合は、労災保険と雇用保険も強制適用され、労災保険の保険料の全額と雇用保険の保険料の約3分の2を事業主（法人）が、残りを従業員が負担することになります。

		個人 任意組織	農事組合法人		株式会社
			従事分量配当制 <sup>(注2)</sup>	確定給与支払制	
労災保険	事業主	特別加入(任意)			
	従業員	従業員5人以上(強制) 従業員5人未満(任意)	組合員:特別加入(任意)	従業員1人以上(強制)	
雇用保険	事業主	適用なし			
	従業員	従業員5人以上(強制) 従業員5人未満(任意)	組合員:適用なし	従業員1人以上(強制)	
医療保険	事業主	国民健康保険	国民健康保険	健康保険(強制)	
	従業員	国民健康保険 <sup>(注1)</sup>	組合員:国民健康保険 組合員以外:健康保険(強制)		
年金保険	事業主	国民年金+ 農業者年金(任意)	国民年金+ 農業者年金(任意)	厚生年金(強制)	
	従業員	国民年金 <sup>(注1)</sup>	組合員:国民年金 組合員以外:厚生年金(強制)		

(注1) 事業所で使用される者の2分の1以上の同意及び厚生労働大臣の認可を受けることにより、健康保険・厚生年金に加入することもできます。

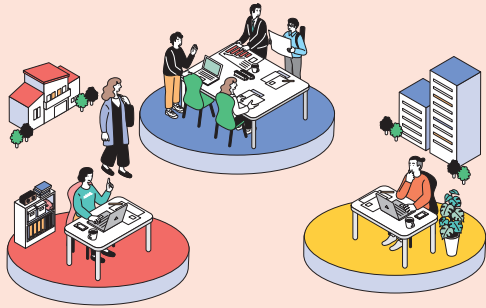
(注2) 農事組合法人の従事分量配当制における組合員は、出資している組合員としています。

# 農地所有適格法人の要件について

農地を所有する場合、農地のすべてを効率的に利用し、  
周辺の農地利用に支障が生じないように経営するほか、  
次の要件をすべて満たす必要があります。

## 01 法人形態

株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、  
持分会社であること



## 02 事業内容

主たる事業が農業（自ら生産した農産物の加工・  
販売等の関連事業を含む）であること

[ 売上高の過半 ]

〔関連事業〕

- ・農畜産物の製造・加工
- ・農畜産物の貯蔵、運搬、販売
- ・農業生産に必要な資材の製造
- ・農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置・運営等（例えば、農家民宿）等

## 03 議決権

農業関係者が株主総会※における総議決権の過  
半を占めること

〔農業関係者〕

- ・法人の行う農業に常時従事する個人
- ・農地の権利を提供した個人
- ・農地中間管理機構を通じて法人に農地を貸し付けている個人
- ・基幹的な農作業を委託している個人
- ・地方公共団体、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会

※会社法第108条第1項第8号の種類株式を発行している場合は、当該株式の種類株主総会を含む。

## 04 役員

▶ 役員のうち過半が農業に常時従事する構成員（原則年間150日以上）であること

▶ 農業に常時従事する役員又は重要な使用人の1人以上が、法人の行う農業に必要な農作業に従事（原則年間60日以上）すること

（注）グループ会社における役員兼務について、子会社（親会社が総株主の議決権の過半を有するもの）に関しての特例もあります。

【要件】

- ①グループ会社が一定の要件（親会社が農地所有適格法人かつ認定農業者、子会社が農地所有適格法人）を満たし、
- ②兼務する役員（親会社で年間150日以上農業に従事している株主）が子会社の行う農業に年間30日以上従事すること。

### 農地を所有せず農地を借りて農業を行う場合

上記の農地所有適格法人の要件を満たす必要はありませんが、

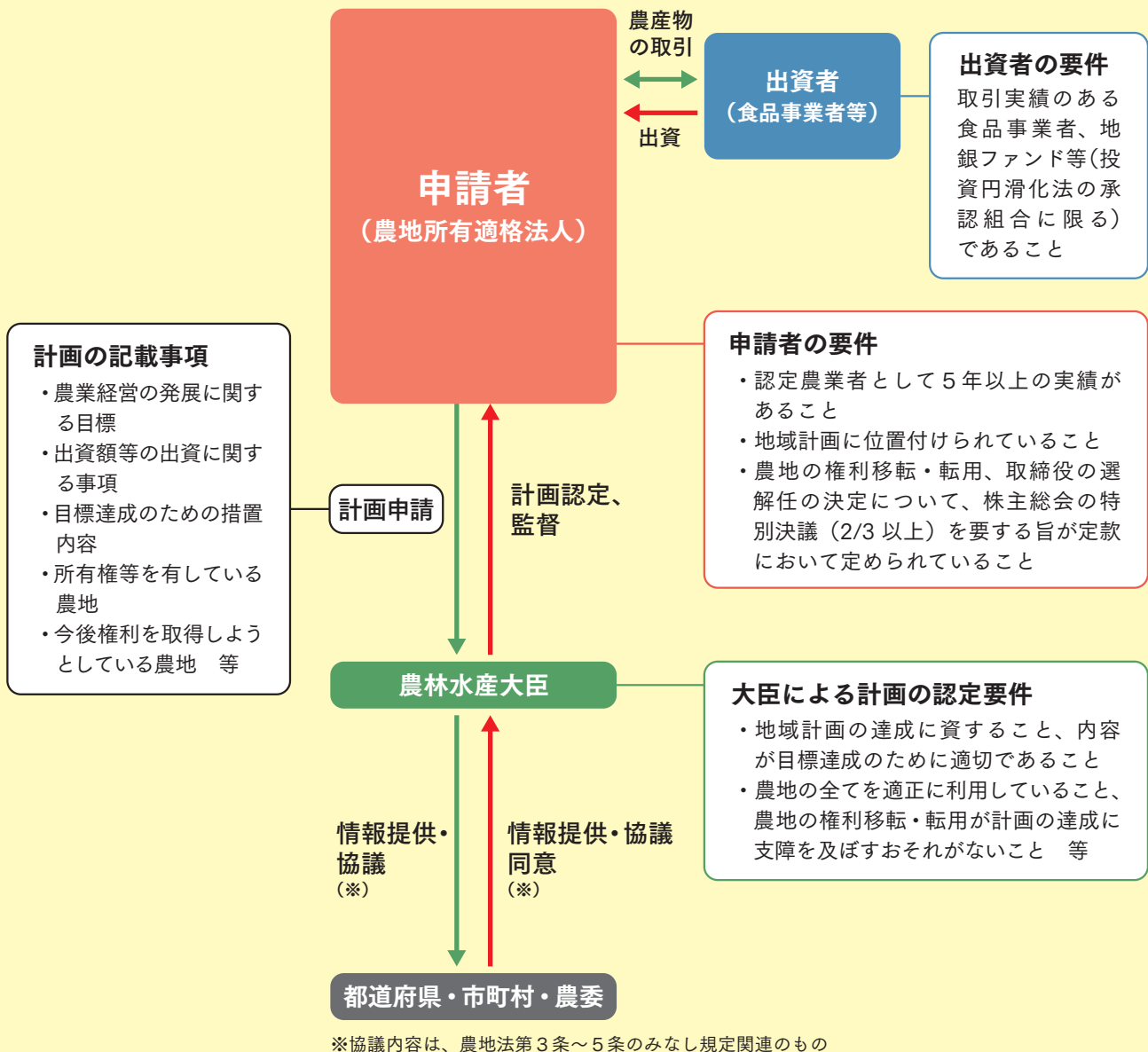
- ①貸借契約に解除条件が付されていること
  - ②役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事すること
- などの要件を満たす必要があります。



詳細はこちら

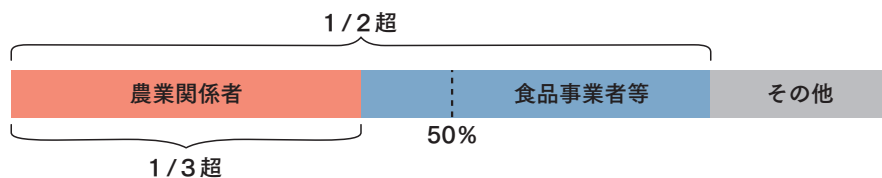
# 農業経営発展計画制度について

農地所有適格法人が、出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画（農業経営発展計画）について、農林水産大臣の認定を受けた場合に、議決権要件の特例を受けることができます。



## 特例の内容

計画について大臣の認定を受けた場合には、農地所有適格法人について、  
 ① 農業関係者が **1/3 超** の議決権を有していること、かつ、  
 ② 農業関係者 + 食品事業者等が **1/2 超** の議決権を有していることを要件とする。



詳細はこちら

# 法人化に向けた支援

農林水産省では、  
法人設立への準備や自身の経営状況の把握に役立つシステムの提供や、  
都道府県による法人化等の課題解決に向けて相談対応等への取組を支援しています。

## 法人化支援システム

事業計画書作成、定款作成、収支シミュレーションの3つの機能により、  
計画的な法人化をサポートします。  
また、法人化の適性や最適な法人形態を確認できるチェックリストもご利用いただけます。



<https://agri-incorp.maff.go.jp/>

## 財務分析システム

決算書類の数値を入力することで、収益性・安全性などの主要な財務指標  
が自動計算され、同規模の営農類型の経営体と比較できます。



<https://agri-analysis.maff.go.jp/>

## 農業経営等に関する相談は、 都道府県の農業経営・就農支援センター

都道府県が設置する農業者向けの支援窓口です。就農・参入に関するご相談や市町村との調整を行う  
ほか、農業経営の改善や法人化、円滑な経営継承等の課題に対して、経営診断や専門家の派遣  
などを無料で行っています。

### 受けられる主な支援

経営の高度化：法人化、規模拡大、労務管理などの専門的アドバイス

経営継承：後継者不在の農業者等の経営移譲をサポート

専門家派遣：必要に応じて、経営課題の解決に向けた税理士、

中小企業診断士、社会保険労務士などの専門家による助言・指導。



<https://www.maff.go.jp/j/keiei/soudanjyo.html>